

「ゼロから考える少子化対策PT」 第6回会合	資料4
全国母子寡婦福祉団体協議会 提出資料	

「ひとり親家庭と子どもの貧困」説明資料

財団法人 全国母子寡婦福祉団体協議会

母子家庭は、全国に約 123 万世帯、母親は子育てと生計の維持を一人で担い、平均所得 213 万円（平成 18 年度母子世帯等調査）と厳しい生活を強いられている。母子家庭にこそ「仕事と生活の調和」の実現が必要である。そのために必要な条件の一つは経済的自立である。ひとり親家庭になった原因が、配偶者が死亡等のときは遺族年金等、離婚等生別のときは児童扶養手当や養育費等が先ず生活費の基盤となっている。経済的自立には、就業による自立が必要ということで、全国 43 の組織が、「母子家庭等就業・自立支援センター事業」の委託を受け、ハローワーク等と連携して就業相談（必ず生活相談が伴う）を実施し、効果を上げている。無就業の児童扶養手当受給者には、就業支援プログラム策定員が福祉事務所の母子自立支援員、ハローワークの就労支援ナビゲーターと一緒に相談に当たっている。いろいろ理由を言われるが、先ず生活・就業意欲を喚起することが第一となっている。就業相談員の相談記録をみると、子どもの養育では、保育施設へ子どもを預けられること、放課後児童クラブ利用など安全で安心できる状態にあること、親子ともに健康（こころ・からだ）であることが必須条件としてあげられる。各家庭生活の状態にふさわしい仕事を探して提案しているが、なかなか求職と求人がマッチしないのが現状である。二つの職場の掛け持ちで、やっと収入を得ている人もいるが、短時間就労のために社会保険の加入はなく不安定である。就業・自立支援センターは、無料職業紹介所を併設して活動している。通常連携をしている関係機関を挙げると次のようなところである。

求人・セミナー関係では、ハローワーク・マザーズサロン、再就職セミナーは（財）21 世紀職業財団、職業訓練関係は雇用・能力開発機構、ジョブカード制度は商工会議所、技能検定は職業能力開発協会、母子家庭自立支援は福祉事務所母子自立支援員である。

「無料法律相談」は大変喜ばれている。家事調停、裁判、養育費の問題など弁護士による法律相談である。母子福祉センターの相談回数は減らされる傾向にあるが、弁護士会、法テラス、養育費相談支援センター、男女共同参画センター等の法律相談があり、必ず予約が必要で、そのための情報提供を行い、適切な相談機関を紹介するようにしている。

「保育所」は優先入所とされているが、大部分は年度替りの時期に入所児童が決まるので、突然、ひとり家庭となった場合、途中入所が困難な状況が多くみられるようだ。

とくに都市部では待機児童が多い。1～2 歳児の入所は定員の問題もあり更に困難が伴っている。また、保育時間については、延長保育、休日保育が望まれ、なお、病気の子どもについては、病時保育、病後時保育も要望されている。

「放課後児童クラブ」には、ひとり親家庭の優先利用を要望している。児童の小学校 6 年生までの対象年齢の延長、17 時以降の開設時間の延長、土曜・休日開設についても検討を要望したい。

「日常生活支援事業」の委託を受けて実施している。ひとり親家庭の自立促進に必要な事由（技能習得のための通学、就職活動など）や社会的事由（疾病、看護、事故、災害、

学校行事等への参加など)で、日常生活に支障が生じている場合に家庭生活支援員を派遣している。派遣対象家庭はあらかじめ登録、求めに応じて一定の研修を受けた家庭生活支援員を派遣している。これはひとり親家庭に有効な事業であるので継続して実施して欲しい。

「未婚の母子家庭」が増加していることに対し配慮が必要である。沖縄においては母子家庭の1割が未婚の母子家庭である。税の寡婦控除を適用して欲しいと強い要望がある。

以上、当面する問題を申し述べました。

平成20年度「母子家庭の母のワーク・ライフ・バランス実現事業」(独立行政法人福祉医療機構子育て支援基金助成事業、地方分)で、アンケート調査した「子どもの教育(学習)に関するアンケート調査」の自由意見「母子家庭の母の声」を添えて提出します。

母子家庭の母たちの声

子どもの教育(学習)に関するアンケート調査の自由記載欄に、母子家庭のお母さんたちの生の声をたくさんいただきました。その中から抜粋して掲載します。

1 子どもと接する時間が足りない

- ・ 1日24時間という時間が短すぎて、私自身、すべてに余裕がありません。保育園から帰ってくると「今日は怒らず、いっぱい遊んであげよう」と思うけど、仕事、母の介護でいっぱいになり、つい子供に当たってしまいます。私に余裕がないから、子供も余計に分からずやになり、悪循環になっているようです。子供から「ママ、笑って」と言われると、すごく切なくなり思っきり抱きしめる今日この頃です。
- ・ 仕事をしていて、(平日などに)急に子供が病気になった時はどうしても休みが取れなかったり(感染する病気になった時は数日の休みが必要になる)する時は大変でした。また、仕事ばかりでうまくコミュニケーションがとれていないのも現状です。
- ・ 仕事の出勤が不規則なので、子供が規則正しい生活が難しい。パートなので働いている割に収入が少ない上、子供と向き合う時間が少ないのが現実です。

2 収入が少ない

- ・ 養育費を全く受け取っていないので、今後、子供たちが大きくなるにつれて金銭的に益々余裕がなくなってくるので不安で仕方ありません。離婚5年以上は児童扶養手当も減額になるということなのでどうやって育てていけるかが不安です。
- ・ 大学にお金がかかりすぎて子どもの望むところにはやってあげられません。家賃の安い市営に申し込んででも当たらず、家計は苦しくなるばかりです。
- ・ 子どもの成長とともに金銭的に多く必要になってきます。給料が上がれば母子手当給付額がカットになってしまう可能性もあります。必要になるから時間を増やしているのにカットされてしまうと±0になってしまいます。税金も上がるし、複雑です。

3 子どもの教育、進学、学校問題

- ・ 本人の望む職種に就職するには、それなりの専門学校に進学させることが必要だが、学費や生活費の工面が出来ないと思うので、本人には悪いが、なりたい仕事をあきらめて地元の会社に就職してもらいたいのと本人と意見が合わず困っています。
- ・ 今の中、高校は部活にお金や、親の手がかかりすぎお金がないと部活にも入りにくい。親の協力も求められるのが現状です。もっと気軽に楽しめる形であってほしいと思います。
- ・ 有休が取りにくいので学校行事に参加しづらい状況です。

4 仕事との両立は難しい

- ・ 仕事をどうしても休めない時に、子供が病気になることが一番困るし、子供だけが休みになると困ります。
- ・ 安定した職(正社員)になりたいが、なれない。子供が小さいと「病気になった時は...?」など聞かれ、そこで、「もうだめだな」と思います。学校も土曜日休みのため、土・日休みを探すとすると難しい。土曜も児童クラブがあれば助かるのですが...
- ・ 時間を優先すれば、派遣社員しかありません。子供が大きくなるまでは仕方がない気がしますが、お金の余裕がありません。社会体育では、親の参加が多く、一人親としては大変なこともあります。
- ・ 子どもと一緒にすごしたいが、フルタイム(夜勤込み)で経済的に苦しいため仕事優先になってしまいます。かといって仕事をセーブすれば生活できません。休日は疲れていて身体も余裕がなく、つらい思いがあります。
- ・ 職場に託児所があったら、とても助かります。そんな職場が増えるといいなと思います。

5 制度・施策、相談先がわからない

- ・ 小学生になると土曜日に見てくれる人がいません。
- ・ 父親関係の行事参加などでは、どう接すればいいかわからない時があります。子供が小さいので今からいんなことと悩む場面があると思います、気楽に相談できるところがほしいです。

- ・ 日曜・祝日預かってくれる園がありません。あっても預かる時間が短いです。
- ・ 上の子が専門学校（4年制）で多額の学費がいり、あらためて奨学金のありがたさがわかりました。日々の生活費でとても学費に当てられない現状で、夢をあきらめさせたくない一心で入学金をためました。「お金がないから」という理由で子供たちの夢がかなえられないようなことがないように、福祉でサポートしてもらえたら嬉しいと思います。
- ・ 子どもが大きくなるにつれお金がかかるのに、減額されてしまうと生活が不安です。子どもがいると働ける場所や時間が限られてしまうので、仕事を増やして・・・というのは無理なので、減額となると困ります。
- ・ 看護師をしているため土日祭日また、連休やお盆正月の休みが取れず、子ども達には寂しい思いをさせてきたと思います。休みの間に公共施設で勉強をさせてくれるところなどがあったらいいと思いました。
- ・ 仕事などで、保育園の迎えに間にあわないときなど頼む人がいないので困ります。

6 子どもの気持ちがわからない

- ・ 親の言うことを素直に聞き入れない年代で、子供の気持ちが理解できず、気持ちがすれ違っていることが多いです。
- ・ 一人親になってどう感じているか真意のところは心配です。口では私に賛成し、気遣いもしてくれますが男の子なので心の中までは分かりません。
- ・ 相談するところがありません。子供に的確なアドバイスをしてあげられません。子供の進路についてうまく就職などのやる気を引き出せないのが悩んでいます。サポートセンター等があることを知っているので行かせたいのですが本人が行きたがりません。今はバイトを始めたが今後不安があります。

7 将来が不安

- ・ 親兄弟や親せきなど周りに頼れる人がいません。息子と二人暮らしなので、私が倒れた時のことを考えると金銭的にも精神的にも不安に思います。
- ・ 高校生になると学費以外に部活動など金銭的に高額となってくるため自分だけの収入でどこまでやっていけるか心配。また高齢の母を見ているため今後介護をしていかなければならないと思うと不安です。自分も治療を受けながら仕事をしているため自分の体力がどこまで続くのか自分に何かあったらどこに相談すればいいか分かりません。

8 自分の時間もほしい

- ・ 来年からは子供も小学生になるので通信大学で学士の資格を得たいです。また大卒でなければ受けられない資格にも挑戦したいです。
- ・ 子供との時間を大切にしたいが、自分の時間も少しはほしいです。仕事に追われ、なかなか時間が取りにくいのが現状です。
- ・ 参観日など体が二つ欲しいです。毎日が同じパターンで自分の時間がとれません。自分を磨くこともできず、やつれてる自分がいやになります。

9 前向きに生きています

- ・ 一時期はすべてにおいて大変だと感じていましたが、現在は、子供あつての自分だと心から思い、子供を引き取れて自分が面倒見れていることに大変満足しています。
- ・ 仕事がきつくて、家ではきつい顔とかしないようにしたいと思っています。子どもが心配するので、いつも笑ってられるようにしたいです。

10 その他

- ・ もっと、自由に楽しい生活を送りたいと思います。仕事も正社員になり自立したいです。子供たちに不自由な生活をさせたくないです。母子家庭で忙しいのに、書類ばかりでウンザリします。もっと私たち家族に支える人たちがほしいと思います。
- ・ 子供だけで公園に遊びに行かせることが出来ません。治安の悪さを改善してほしいです。
- ・ 一人親でも自立し頑張っています。かわいそうな目で見ないでほしいと思います。
- ・ 父がいないので、周りの人が「お父さん」と言っている姿に戸惑っている所を見ると、どうしてよいか分からなくなります。

団 体 案 内

財団法人 全国母子寡婦福祉団体協議会

財団法人 全国母子寡婦福祉団体協議会概要

(平成21年4月現在)

法人名	財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会			
所在地	東京都世田谷区駒沢二丁目33番7号 全母子協会館			
代表者理事	会長 吉村 マサ子	副会長 海野 恵美子、副会長 今池 美代子 副会長 内池 章子		
理事名	吉村マサ子、海野 恵美子、今池 美代子、内池 章子、上田 厚子、前田 洋子 宇佐美 節子、岡田 弘子、杵島 和江、清木 靖子、大平 照子、黒木 凱子			
設立年月	昭和25年11月29日 任意団体「全国未亡人団体協議会」結成			
法人格取得年月	昭和29年10月28日 財団法人「全国未亡人団体協議会」設立(厚生大臣認可) 昭和57年8月18日 財団法人「全国母子寡婦福祉団体協議会」に名称変更			
資産総額	3億8,236万円(平成20年3月)			
職員数	2名			
年間事業費	47,150千円(平成19年度)			
加盟団体 (各都道府県及び指 定都市56団体)	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> (社)北海道母子寡婦福祉連合会 (財)青森県母子寡婦福祉連合会 (財)宮城県母子福祉連合会 (財)山形県母子寡婦福祉連合会 (社)茨城県母子寡婦福祉連合会 (財)群馬県母子寡婦福祉協議会 (財)千葉県母子寡婦福祉連合会 (財)神奈川県母子寡婦福祉連絡協議会 (財)川崎市母子寡婦福祉協議会 (財)山梨県母子寡婦福祉連合会 (社)静岡県母子寡婦福祉連合会 (財)石川県母子寡婦福祉連合会 (財)岐阜県母子寡婦福祉連合会 (財)三重県母子寡婦福祉連合会 (社福)京都府母子寡婦福祉連合会 (社)大阪市母と子の共励会 (財)兵庫県婦人共励会 (社)奈良県母子福祉連合会 (財)鳥取県連合母子会 (財)岡山県母子寡婦福祉連合会 (財)広島市母子寡婦福祉連合会 (財)徳島県母子寡婦福祉連合会 (財)愛媛県母子寡婦福祉連合会 (社福)福岡県母子寡婦福祉連合会 (財)福岡市母子福祉会 (社)長崎県母子寡婦福祉連合会 (財)大分県母子寡婦福祉連合会 (社福)鹿児島県母子寡婦福祉連合会 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> (社)札幌市母子寡婦福祉連合会 (社)岩手県母子寡婦福祉協会 (社福)秋田県母子寡婦福祉連合会 (財)栃木県母子寡婦福祉連合会 (財)埼玉県母子寡婦福祉連合会 (財)東京都母子寡婦福祉協議会 (財)横浜市母子寡婦福祉会 (社)新潟県母子寡婦福祉連合会 (社)長野県母子寡婦福祉連合会 (財)富山県母子寡婦福祉連合会 (財)福井県母子寡婦福祉連合会 (社福)愛知県母子寡婦福祉連合会 (社福)滋賀県母子福祉のぞみ会 (社)京都市母子寡婦福祉連合会 (社福)大阪府母子寡婦福祉連合会 (一財)堺市母子寡婦福祉会 (社福)神戸市母子福祉たちばな会 (社)和歌山県母子寡婦福祉連合会 (財)島根県母子会連合会 (財)広島県母子寡婦福祉連合会 (財)山口県母子寡婦福祉連合会 (財)香川県母子寡婦福祉連合会 (財)高知県青蘭会連盟 (財)北九州市母子寡婦福祉会 (財)佐賀県母子寡婦福祉連合会 (社福)熊本県母子寡婦福祉連合会 (財)宮崎県母子寡婦福祉連合会 (社)沖縄県母子寡婦福祉連合会 </td> </tr> </table>		(社)北海道母子寡婦福祉連合会 (財)青森県母子寡婦福祉連合会 (財)宮城県母子福祉連合会 (財)山形県母子寡婦福祉連合会 (社)茨城県母子寡婦福祉連合会 (財)群馬県母子寡婦福祉協議会 (財)千葉県母子寡婦福祉連合会 (財)神奈川県母子寡婦福祉連絡協議会 (財)川崎市母子寡婦福祉協議会 (財)山梨県母子寡婦福祉連合会 (社)静岡県母子寡婦福祉連合会 (財)石川県母子寡婦福祉連合会 (財)岐阜県母子寡婦福祉連合会 (財)三重県母子寡婦福祉連合会 (社福)京都府母子寡婦福祉連合会 (社)大阪市母と子の共励会 (財)兵庫県婦人共励会 (社)奈良県母子福祉連合会 (財)鳥取県連合母子会 (財)岡山県母子寡婦福祉連合会 (財)広島市母子寡婦福祉連合会 (財)徳島県母子寡婦福祉連合会 (財)愛媛県母子寡婦福祉連合会 (社福)福岡県母子寡婦福祉連合会 (財)福岡市母子福祉会 (社)長崎県母子寡婦福祉連合会 (財)大分県母子寡婦福祉連合会 (社福)鹿児島県母子寡婦福祉連合会	(社)札幌市母子寡婦福祉連合会 (社)岩手県母子寡婦福祉協会 (社福)秋田県母子寡婦福祉連合会 (財)栃木県母子寡婦福祉連合会 (財)埼玉県母子寡婦福祉連合会 (財)東京都母子寡婦福祉協議会 (財)横浜市母子寡婦福祉会 (社)新潟県母子寡婦福祉連合会 (社)長野県母子寡婦福祉連合会 (財)富山県母子寡婦福祉連合会 (財)福井県母子寡婦福祉連合会 (社福)愛知県母子寡婦福祉連合会 (社福)滋賀県母子福祉のぞみ会 (社)京都市母子寡婦福祉連合会 (社福)大阪府母子寡婦福祉連合会 (一財)堺市母子寡婦福祉会 (社福)神戸市母子福祉たちばな会 (社)和歌山県母子寡婦福祉連合会 (財)島根県母子会連合会 (財)広島県母子寡婦福祉連合会 (財)山口県母子寡婦福祉連合会 (財)香川県母子寡婦福祉連合会 (財)高知県青蘭会連盟 (財)北九州市母子寡婦福祉会 (財)佐賀県母子寡婦福祉連合会 (社福)熊本県母子寡婦福祉連合会 (財)宮崎県母子寡婦福祉連合会 (社)沖縄県母子寡婦福祉連合会
(社)北海道母子寡婦福祉連合会 (財)青森県母子寡婦福祉連合会 (財)宮城県母子福祉連合会 (財)山形県母子寡婦福祉連合会 (社)茨城県母子寡婦福祉連合会 (財)群馬県母子寡婦福祉協議会 (財)千葉県母子寡婦福祉連合会 (財)神奈川県母子寡婦福祉連絡協議会 (財)川崎市母子寡婦福祉協議会 (財)山梨県母子寡婦福祉連合会 (社)静岡県母子寡婦福祉連合会 (財)石川県母子寡婦福祉連合会 (財)岐阜県母子寡婦福祉連合会 (財)三重県母子寡婦福祉連合会 (社福)京都府母子寡婦福祉連合会 (社)大阪市母と子の共励会 (財)兵庫県婦人共励会 (社)奈良県母子福祉連合会 (財)鳥取県連合母子会 (財)岡山県母子寡婦福祉連合会 (財)広島市母子寡婦福祉連合会 (財)徳島県母子寡婦福祉連合会 (財)愛媛県母子寡婦福祉連合会 (社福)福岡県母子寡婦福祉連合会 (財)福岡市母子福祉会 (社)長崎県母子寡婦福祉連合会 (財)大分県母子寡婦福祉連合会 (社福)鹿児島県母子寡婦福祉連合会	(社)札幌市母子寡婦福祉連合会 (社)岩手県母子寡婦福祉協会 (社福)秋田県母子寡婦福祉連合会 (財)栃木県母子寡婦福祉連合会 (財)埼玉県母子寡婦福祉連合会 (財)東京都母子寡婦福祉協議会 (財)横浜市母子寡婦福祉会 (社)新潟県母子寡婦福祉連合会 (社)長野県母子寡婦福祉連合会 (財)富山県母子寡婦福祉連合会 (財)福井県母子寡婦福祉連合会 (社福)愛知県母子寡婦福祉連合会 (社福)滋賀県母子福祉のぞみ会 (社)京都市母子寡婦福祉連合会 (社福)大阪府母子寡婦福祉連合会 (一財)堺市母子寡婦福祉会 (社福)神戸市母子福祉たちばな会 (社)和歌山県母子寡婦福祉連合会 (財)島根県母子会連合会 (財)広島県母子寡婦福祉連合会 (財)山口県母子寡婦福祉連合会 (財)香川県母子寡婦福祉連合会 (財)高知県青蘭会連盟 (財)北九州市母子寡婦福祉会 (財)佐賀県母子寡婦福祉連合会 (社福)熊本県母子寡婦福祉連合会 (財)宮崎県母子寡婦福祉連合会 (社)沖縄県母子寡婦福祉連合会			
決算月	3月			
目的	<p>この会は各都道府県及び指定都市に所在する母子寡婦福祉団体の連絡協議機関として全国母子家庭及び寡婦(準母子家庭を含む)の福祉増進を図ることを目的とし次の事業を行なう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各都道府県及び指定都市の母子寡婦団体との連絡調整 2. 母子家庭及び寡婦の福祉に関する企画並びに運動の展開 3. 母子家庭及び寡婦の福祉に関する調査、研究 4. 母子寡婦福祉に関する宣伝広報 5. 関係団体との連絡調整 6. 会報その他参考資料の刊行 7. 母子福祉施設の運営 8. その他目的達成に必要な事業 			

1 目的

各都道府県及び指定都市に所在する母子寡婦福祉団体の連絡協議機関として、全国の母子家庭及び寡婦の増進を図ることを目的としています。

2 事業内容

- (1)各都道府県及び指定都市の母子寡婦福祉団体との連絡調整
- (2)母子家庭及び寡婦の福祉に関する企画ならびに運動の展開
- (3)母子家庭及び寡婦の福祉に関する調査、研究
- (4)母子家庭福祉に関する宣伝、広報活動
- (5)関係団体との連絡提携
- (6)会報その他参考資料の刊行
- (7)母子福祉施設の運営
- (8)その他目的達成に必要な事項

3 沿革

- (1)昭和25年11月29日任意団体「全国未亡人団体協議会」結成
- (2)昭和29年10月28日財団法人「全国未亡人団体協議会」設立(厚生大臣認可)
- (3)昭和57年8月18日財団法人「全国母子寡婦福祉団体協議会」に名称を変更(母子福祉法の一部改正による「母子及び寡婦福祉法」への対応)

4 活動の経緯

昭和20年代 戦争未亡人を中心とした母子福祉対策の推進

- ・地方未亡人会の設立、全国未亡人団体協議会の結成
- ・母子福祉資金の貸付等に関する法律の制定等への積極的な活動
- ・全国未亡人団体協議会の公益法人化
- ・母子家庭相互の連携強化、生活意欲の向上

昭和30年代 生別母子世帯の増加に伴う母子福祉対策の拡充

- ・戦争未亡人から生別母子家庭の福祉増進に活動が拡大
- ・児童扶養手当法の制定に対する積極的な活動
- ・母子福祉対策の総合化の推進

昭和40年代 寡婦福祉対策の推進など活動内容の拡大

- ・寡婦福祉対策の充実

昭和50年代～昭和60年代

- ・女性の社会進出に伴う就労支援の拡充

平成元年～平成14年

- ・母子家庭修学援助費創設、児童扶養手当高校卒業まで延長
- ・有子離婚の増加に伴う母子家庭の増加への対応
- ・若い母子家庭の母が明るい子どもを育てられる家庭づくりの援助

平成15年～現在

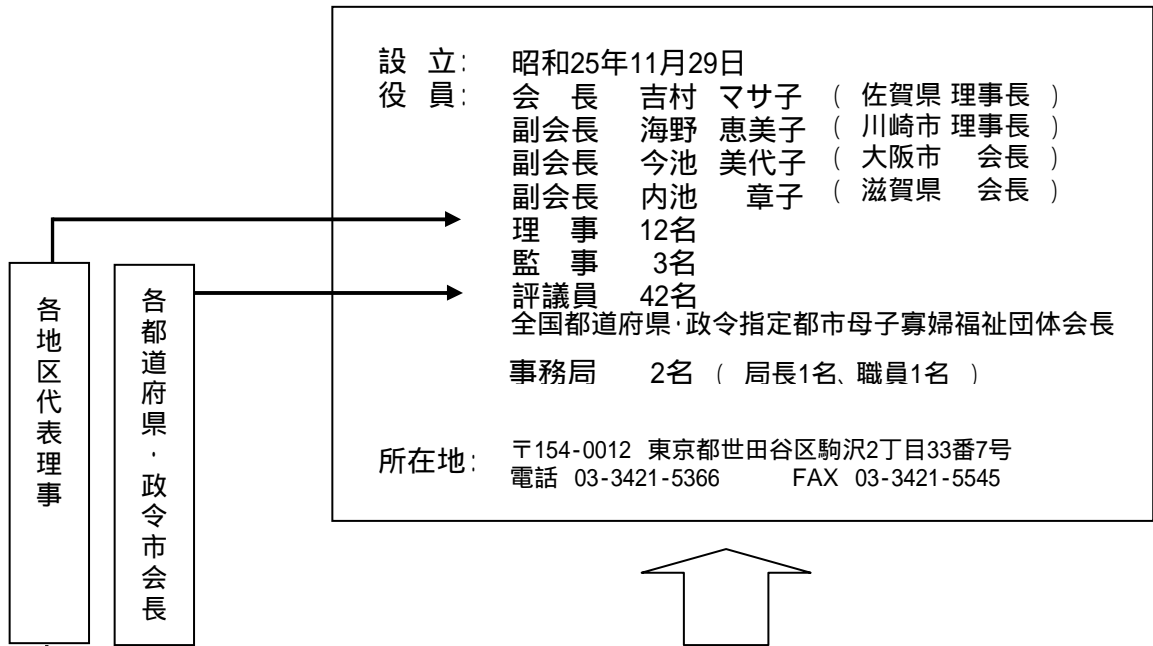
- ・母子及び寡婦福祉法等の改正により平成20年4月より児童扶養手当の受給開始5年を超える場合には、その手当を一部減額する制度が導入される
- ・将来の児童扶養手当の削減対策として経済的支援から母親の就業支援施策の充実
- ・児童扶養手当の減額率緩和を要望する署名運動を展開
- ・児童扶養手当の一部支給停止措置の凍結

5 役員

理事12名（会長1名、副会長3名、他8名）、監事3名

財団法人 全国母子寡婦福祉団体協議会の機構

平成21年4月1日現在



全国55都道府県・政令指定都市母子寡婦福祉団体 (印 政令指定都市)

東北・北海道地区	関東地区	中部地区	近畿地区	中国地区	四国地区	九州地区
北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 札幌市	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県 静岡県 横浜市 川崎市	富山県 石川県 福井県 岐阜県 愛知県 三重県	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 京都市 大阪市 神戸市 堺市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 広島市	徳島県 香川県 愛媛県 高知県	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 北九州市 福岡市

各市町村母子寡婦福祉会